

# 羽咋市広域避難計画

羽 咋 市

令和4年9月30日改定

# 目次

<b>第1章 防護対策の目的及び基本的考え方</b>	
1 目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 基本的考え方	2
<b>第2章 避難等の基準</b>	
1 緊急時活動レベル（EAL）による避難基準	3
2 運用上の介入レベル（OIL）による避難基準	4
<b>第3章 防護対策の決定</b>	
1 決定事項の伝達	6
2 防災関係機関への通知	6
<b>第4章 防災業務関係者の防護措置</b>	
1 防災対策活動実施前	7
2 防災業務関係者の安全確保	7
3 防災業務関係者の被ばく管理	7
<b>第5章 広報及び指示、伝達</b>	
1 広報及び指示、伝達の実施	9
2 広報事項	9
<b>第6章 屋内退避</b>	
1 屋内退避の勧告、指示、伝達	10
2 市民等への指示事項	10
<b>第7章 市民の避難体制</b>	
1 避難の指示、伝達	11
2 避難先の確保、周知	11
3 広域避難（避難及び一時移転）	11
4 避難手段及び避難ルート等	12
5 スクリーニングの実施	13
6 避難退域時検査及び簡易除染	14
7 学校等における対応	16
8 避難住民等への指示事項	16
9 避難所責任者について	16
10 避難所における市民等の留意事項	17
11 残留者等に対する対応	17
<b>第8章 災害時要援護者の避難体制</b>	
1 避難先の確保、周知	18
2 避難手段について	19
3 児童・生徒の避難について	19
4 放射線防護対策施設について	19

<b>第9章 避難先市町の受入について</b>	
1 避難所の開設、運営	20
2 避難にかかる費用負担	20
<b>第10章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b>	
1 安定ヨウ素剤の予防服用について	22
2 安定ヨウ素剤の備蓄について	22
3 事前配布以外の配布方法	23
4 防災業務関係者の安定ヨウ素剤の服用について	23
5 安定ヨウ素剤の配布・服用に関する住民説明・周知方法、内容	23
<b>今後の課題</b>	25
<b>その他の様式</b>	27

# 第1章 防護対策の目的及び基本的考え方

2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災により、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、広範囲にわたり環境中に大量の放射性物質が放出されるという重大な事故が発生し、多くの周辺住民が遠方や長期間の避難を強いられることとなった。

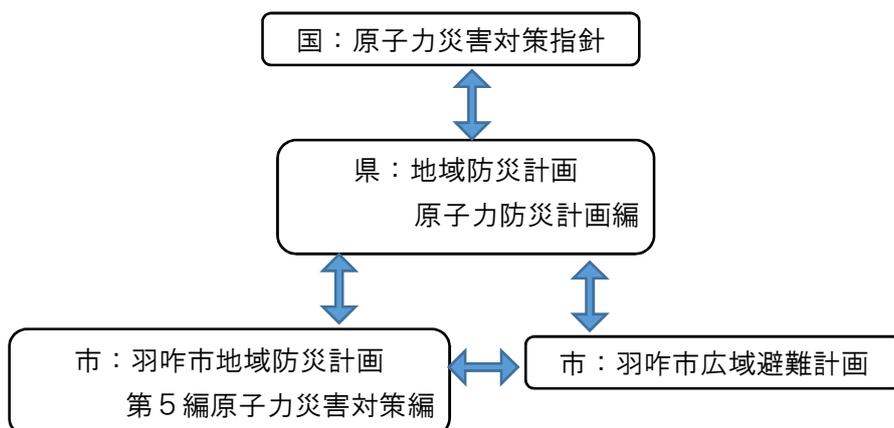
そこで国は、この原子力災害を教訓に「原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力規制委員会)」を制定するとともに、「防災基本計画(原子力災害対策編)を改定し、実用発電用原子炉施設から30km圏内の自治体は広域避難計画を策定することとした。本計画は、本市が北陸電力株式会社志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)のUPZ圏内(30km以内)に立地しているため、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)に定める原子力災害が発生した場合において、市民等の被ばくをできるだけ低減するために、羽咋市(以下「市」という。)が、原子力災害対策重点区域外への広域避難を行うなどの避難等の防護対策を実施することについて、石川県地域防災計画原子力防災計画編及び、市地域防災計画原子力災害対策編の「避難等の防護対策」の事項も踏まえ、避難の実施にあたり必要となる基本的事項を定めたものである。

## 1 目的

発電所で原災法に定める原子力災害が発生した場合には、市民等の被ばくをできるだけ低減するため、市民の皆さまが放射線防護対策を実施し、必要な時には一時移転または避難が実施できるよう、あらかじめ避難等の方法や避難先等について定め、避難等の防護対策を実施する。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、羽咋市地域防災計画第5編原子力災害対策編の一部として位置づけ、本計画は国が定める「原子力災害対策指針」、石川県の「石川県地域防災計画(原子力防災計画編)」と整合を図り策定するものとする。



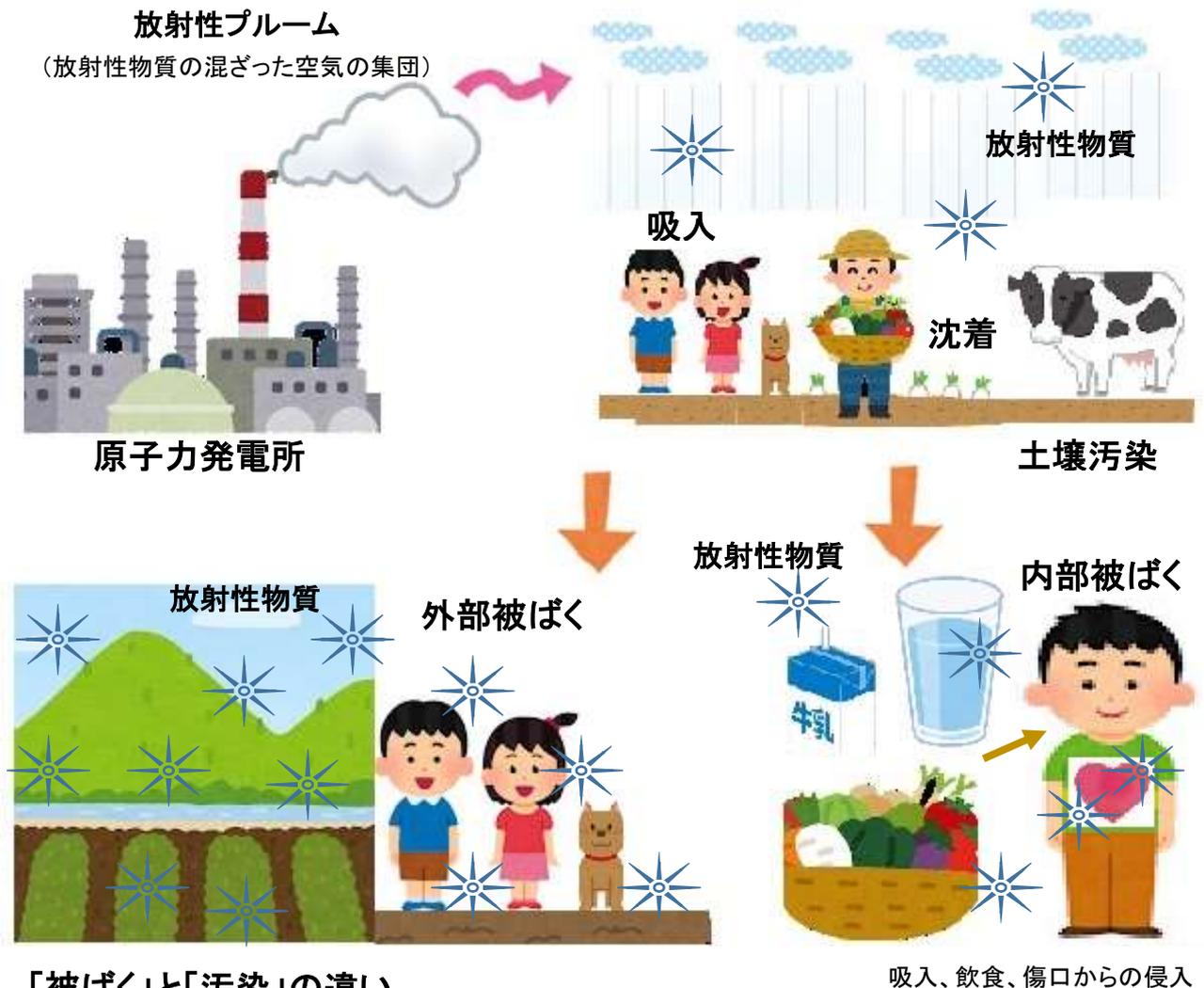
### 3 基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する。

- (1) 外部被ばく（身体の外部から放射線を受けること）
  - ア 線源からできるだけ距離を隔てること
  - イ 放射線を遮へいすること
  - ウ 放射線の被ばく時間を短くすること
- (2) 内部被ばく（人が呼吸や飲食物から体内に取り込んだ放射性物質から体内の組織や臓器が放射線を受けること）
  - ア 放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと
  - イ 放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと

### 原子力災害の影響

原子力発電所で事故が起きた場合は、周辺地域に放出された放射性物質に汚染されたり、放射線を受けて被ばくしたりするおそれがあります。



### 「被ばく」と「汚染」の違い

「被ばく」とは放射線を受けることで、放射性物質が皮膚や衣服に付着した状態を「汚染」と言います。

## 第2章 避難等の基準

### 1 緊急時活動レベル（EAL）による避難基準

（PAZ：発電所から概ね5km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）により、国から避難の指示等が行われることとなっている。

#### （1）警戒事態（EAL1）

PAZ圏内の要援護者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）

#### （2）施設敷地緊急事態（EAL2）

PAZ内の住民等の避難準備及び災害時要援護者の避難を実施、UPZ内の住民の屋内退避準備

#### （3）全面緊急事態（EAL3）

PAZ圏内の住民等の避難を実施、UPZ内の住民の屋内退避

緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の内容

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態 【EAL1】	① 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 本県において大津波警報が発令した場合 ③ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風等） ⑤ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報交換を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態 【EAL2】	① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ④ 全交流電源喪失（30分以上継続） ⑤ 非常用交流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑥ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が、非常用炉心冷却装置の作動する水位まで低下 ⑦ 原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑧ 原子炉制御室の使用不能	PAZ内の住民等の避難準備及び、早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。UPZ内の住民等の屋内退避準備。
	全面緊急事態 【EAL3】	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子吸着材により原子炉を停止することができない。 ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦ すべての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間線量率5μSv/hが10分以上継続	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えて屋内退避を行う。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

## 2 運用上の介入レベル（OIL）による避難基準

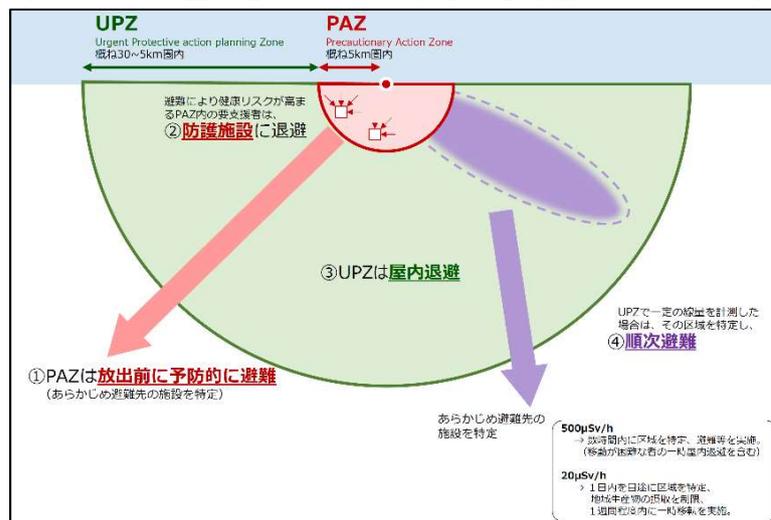
### （UPZ（概ね5～30km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用時の介入レベル（OIL：Operation Intervention Level）の基準に照らし、国からの避難の指示等が行われることとなっている。羽咋市全域がこの圏内である。

### 運用上の介入レベル（OIL）の設定内容

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <b>住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</b>	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数時間内を目処に区域を特定し、 <b>避難等を実施する（移動が困難な者の一次屋内退避を含む）</b>
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、 <b>除染を講じるための基準</b>	$\beta$ 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する
早期防護基準	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <b>地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</b>	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			1日内を目処に区域を特定し、 <b>地域生産物の窃取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施する</b>
飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、 <b>飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</b>	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定区域を特定
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <b>飲食物の摂取を制限する際の基準</b>	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類・穀類、 肉、卵、魚、他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものは摂取制限
		ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg		
		セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg		
		プルトニウム、 超ウラン元素の $\alpha$ 核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg		
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

なお、緊急事態区分やOILに基づき、県や市が取るべき措置について次に示す。



緊急事態区分、O I Lに基づき県や市がとるべき措置

警戒レベル 範囲	緊急事態区分		
	警戒事態段階 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
PAZ圏内 (5km内)における対応	・要援護者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・要援護者の避難実施 ・避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難の実施
UPZ圏内 (30km内)における対応		・状況に応じて <b>屋内退避準備</b>	・状況に応じて <b>屋内退避</b> を実施
UPZ圏外 (30km外)における対応	・要援護者の避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等)	・要援護者の避難等受入 ・避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難者の受入

警戒レベル 範囲	O I L		
	O I L 1 即時避難	O I L 4 除染実施	O I L 2 一時避難
PAZ圏内(5km内)における対応はすでに完了している			
UPZ圏内 (30km内)における対応	・避難の実施	・体表面除染の実施	・一時移転の実施
UPZ圏外 (30km外)における対応	・避難の受入	・体表面除染の実施	・一時移転の受入

【PAZ (Precautionary Action Zone)】

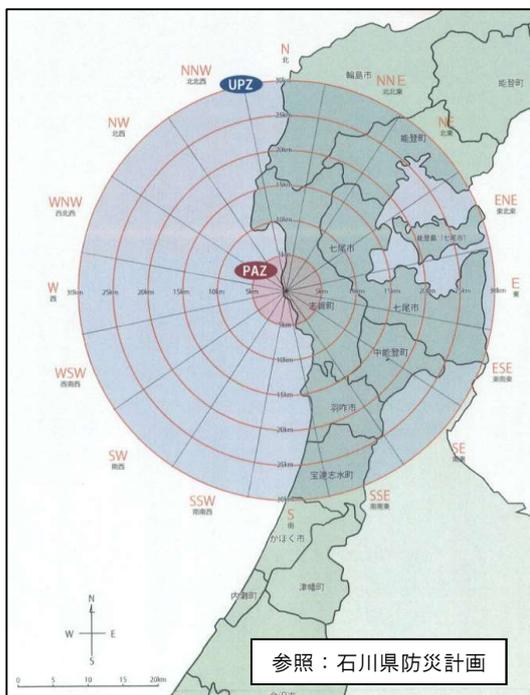
予防的措置を準備する区域：概ね発電所から5km圏

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

【UPZ : Urgent Protective action Planning Zone】

緊急防護措置を準備する区域：概ね30km圏

放射線被ばくによる影響を最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。



■ 環境放射線観測局(石川県設置)



## 第3章 防護対策の決定

### 1 決定事項の伝達

#### (1) 内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合は、知事（石川県災害対策本部長（以下「県本部長」という。））及び志賀町、羽咋市、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、宝達志水町、かほく市（以下「関係市町」という。）の長に対し、市民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

#### (2) 市長による避難の指示等

ア 市長は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、ただちに市民等に対して避難指示等を行う。

イ 市長は、特定事象等の推移に応じ、ただちに市民等に避難等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長と協議の上、直ちに住民等に対して避難の指示等を行うとともに、直ちに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。

ウ 原子力災害等の発生により市が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合、県本部長は、市長に代わって避難の指示等に関する措置の全部または一部を行うものとする。

### 2 防災関係機関への通知

県本部長は、内閣総理大臣等から避難の指示等があったとき、又は市長が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、金沢海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。

## 情報伝達の流れ

万が一、原子力災害が発生した場合は、原子力事業者から、国や県、市等に連絡があります。連絡を受けた機関（国、県、市町、自衛隊、消防等の防災機関、原子力事業者）は、原子力防災センターに参集し、原子力災害合同対策協議会を組織して、情報共有や状況に応じた防護対策が検討・決定され、連携した災害対策を講じます。原子力防災センターにおいて決定された内容は、羽咋市災害対策本部から市民の皆さんへ伝達します。



## 第4章 防災業務関係者の防護措置

### 1 防護対策活動実施前

屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務従事者の防護については、必要に応じ次の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。

※《参考資料1》 屋内退避に伴うコンクリート施設一覧

防護資機材
防護服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

### 2 防災業務関係者の安全確保

市本部長（市長）は、県と連携して、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国から派遣された専門家及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるように配慮する。

### 3 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び市並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。
- (2) 市及び県の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部緊急時医療班が緊急時モニタリング班及び市の協力を得て行うこととなっており、市長は当該業務に協力する。
- (3) 防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互の密接な情報交換を行うものとする。
- (4) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
- (5) 直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を、十分な数量を配布する。
- (6) 常に、輸送手段、連絡手段を確保して業務に従事するものとする。
- (7) 防災関係機関は、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させるほか、後日、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。

※《参考資料2》 ポケット線量計の管理運用基準（暫定版）

放射線業務従事者に対する線量限度

管理対象者の区分	実効線量限度 (全身)	等価線量限度 (組織・臓器)		
		皮膚	目の水晶体	腹部表面
妊娠中の女子	1 mSv (出産までの間※) の内部被ばく	500mSv / 年	150mSv / 年	2 mSv (出産までの間 (※))
女子	5 mSv / 3月			—
上記以外の放射線業務従事者	100mSv / 5年 50mSv / 年			—
緊急時	災害拡大防止・人命救助等の作業 者	1 Sv (=1,000mSv) (累積)	300mSv (累積)	—
	上記以外の 作業 者	50mSv (累積)	—	—

※本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間

複合災害時の対応について

○自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、まず自然災害に対する安全を確保し、その後に原子力災害に対する避難行動をとることが基本です。

○大雨等による土砂災害や洪水の危険が高まった場合、土砂災害や洪水からの避難行動を優先します。  
指定緊急避難場所等、安全な場所に速やかに避難してください。

○地震や余震により屋内退避の継続が困難な場合には、地震に対する避難行動を優先します。  
指定避難所等に避難してください。



## 第5章 広報及び指示、伝達

### 1 広報及び指示、伝達の実施

市長は、県本部長とともに、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

なお、広報の実施にあたっては、防災行政無線、広報車、緊急即応メール、インターネットなどあらゆる情報通信媒体により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うとともに、必要に応じて、県に対しテレビ、ラジオ等の報道機関に対する緊急警報放送の実施について要請する。

また、市長は、地区の連絡担当者をあらかじめ指名しておく。

広報の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 事実を伝えること
- (2) 正確に伝えること
- (3) 簡潔に伝えること
- (4) 明瞭に伝えること
- (5) 必要な事項は省略せずに伝えること
- (6) 最新の情報であること
- (7) あいまいな情報は慎むこと
- (8) 礼儀正しく伝えること
- (9) 繰り返し行うこと

### 2 広報事項

広報事項は、概ね次の通りとする。

- (1) 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 発電所における対策状況
- (4) 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- (5) 区域別又は地区（集落）別の市民等のとるべき行動についての支持
- (6) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施する緊急事態応急対策実施区域
- (7) その他必要と認める事項

※《参考資料3》 広報文（参考）

## 第6章 屋内退避

屋内退避は、空間放射線量率が避難等の基準に満たない場合をはじめ、放射性物質や放射線の異常な放出のおそれのある場合や避難等の指示が行われるまで待機する場合、避難等の実施が困難な場合等において実施する。

避難の指示等が行われる迄や、避難又は一時移転が困難な場合に行うものである。自宅や職場、最寄りの共施設(学校等)などの建物内に退避することで、放射性物質の吸入を抑制するとともに、放射線等を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る。特に、病院や社会福祉施設等においては、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、搬送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。この場合は、一般的に遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

### ※《参考資料1》 屋内退避に伴うコンクリート施設一覧

#### 1 屋内退避の勧告、指示、伝達

- (1) 市長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、区域内の市民等に対して屋内退避の措置を講ずる。
- (2) 市長は、区域内の市民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避を指示する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (3) 市長は、区域外の市民等に対して、災害の現況等必要な情報を広報し、区域内に立ち入らないよう指示するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知する。

#### 2 市民等への指示事項

市長は、屋内退避を実施するときは区域内の市民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 市民等は、原則として屋内にとどまること
- (2) 外出中の市民等に対しては、速やかに帰宅すること  
なお、ただちに帰宅が困難な市民等に対しては、最寄りの公共施設に退避すること
- (3) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること
- (4) すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること
- (5) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまること
- (6) 食料品の容器にはフタ又はラップをすること  
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと
- (7) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による市長及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること
- (8) 電話による問い合わせは控えること

## 第7章 市民の避難体制

### 1 避難の指示、伝達

市長は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。あわせて、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

県本部長及び市長は、発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

### 2 避難先の確保、周知

- (1) 市長は、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、避難先市町の協力を得てあらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について、県とともに市民に事前に周知する。
- (2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、市長は、県を通じ避難先市町に対して避難者受け入れを要請するとともに、避難準備を整える。
- (3) 市は、避難を実施する段階で、避難先や道路の状況など避難に関連する情報について市民に対し広報を行う。
- (4) なお、あらかじめ選定した避難先市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、市長は、県に対して他の自治体等（県内のバックアップ市町や富山県等）と避難住民の受け入れの調整を行うよう要請する。

※避難先：金沢市、バックアップ市町：小松市、加賀市、能美市、川北町

### 3 広域避難（避難及び一時移転）

国の原子力災害対策指針で定める基準値以上の空間放射線量率が測定された地域は、避難又は一時移転を実施し、放射性物質や放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。

避難を実施する際には「避難退域時検査場所」を経由し、避難退域時検査を受ける必要があります。

なお、本市においては、基準値を超えた地域が避難又は一時移転のいずれを実施する場合においても避難又は一時移転先が市内外であるかに関わらず、「広域避難」ということとする。

#### 一時移転・避難とは

放射性物質等の放出源（原子力発電所等）から離れることで、被ばくの低減を図ります。緊急に実施することを[避難]といい、緊急ではないが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度）のうちにその地域から離れることを[一時移転]といいます。

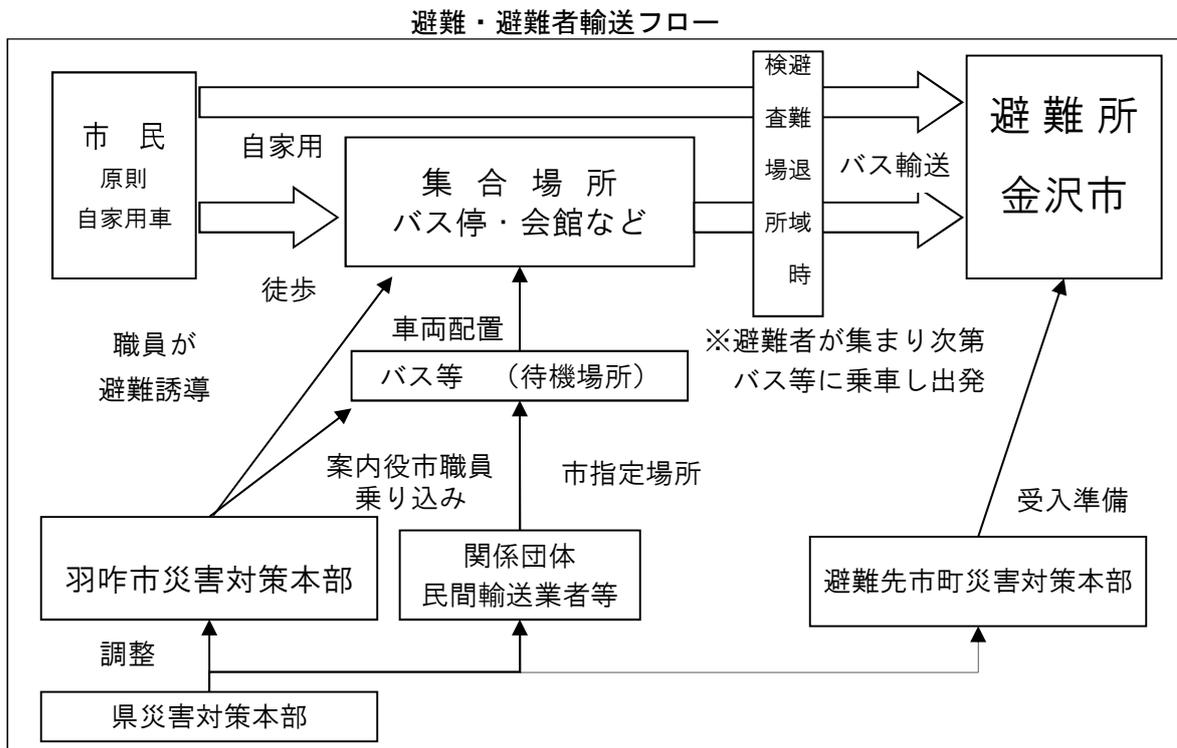
やの実施は、災害発生後の空間放射線量率の測定値によって判断（OIL基準）します。



#### 4 避難手段及び避難ルート等

##### (1) 避難手段の確保

- ア 避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、関係市町の保有する車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用する。
- イ 避難手段は原則として自家用車を利用して避難する。避難する市民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。
- ウ 自家用車で避難する市民は、災害時要援護者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。
- エ 市は、自家用車による避難が困難な市民を、バス等の避難手段により避難させるため、必要に応じて一時集合場所を設けるとともに、避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。



##### (2) 基本的な避難ルートについて

- ア 国道、県道等の幹線道路を中心とした基本的な避難ルートとするが、地震等による道路の被災等を考慮し、複数のルートを提示する。
- イ 市は、避難を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて事前に市民に対して周知を図る。
- ウ 避難を円滑に実施するため、市は、県警察本部等と連携し、必要に応じて広域避難実施時における国・県及び市管理道路の交通規制・交通誘導體制を整える。とともに、
- エ 著しい交通渋滞が想定される箇所（猫の目交差点、飯山交差点）等については、災害の状況を踏まえながら、避難経路の変更も含めて交通規制及び交通誘導を強化する。

※《参考資料 10》 羽咋市広域避難市内経路図

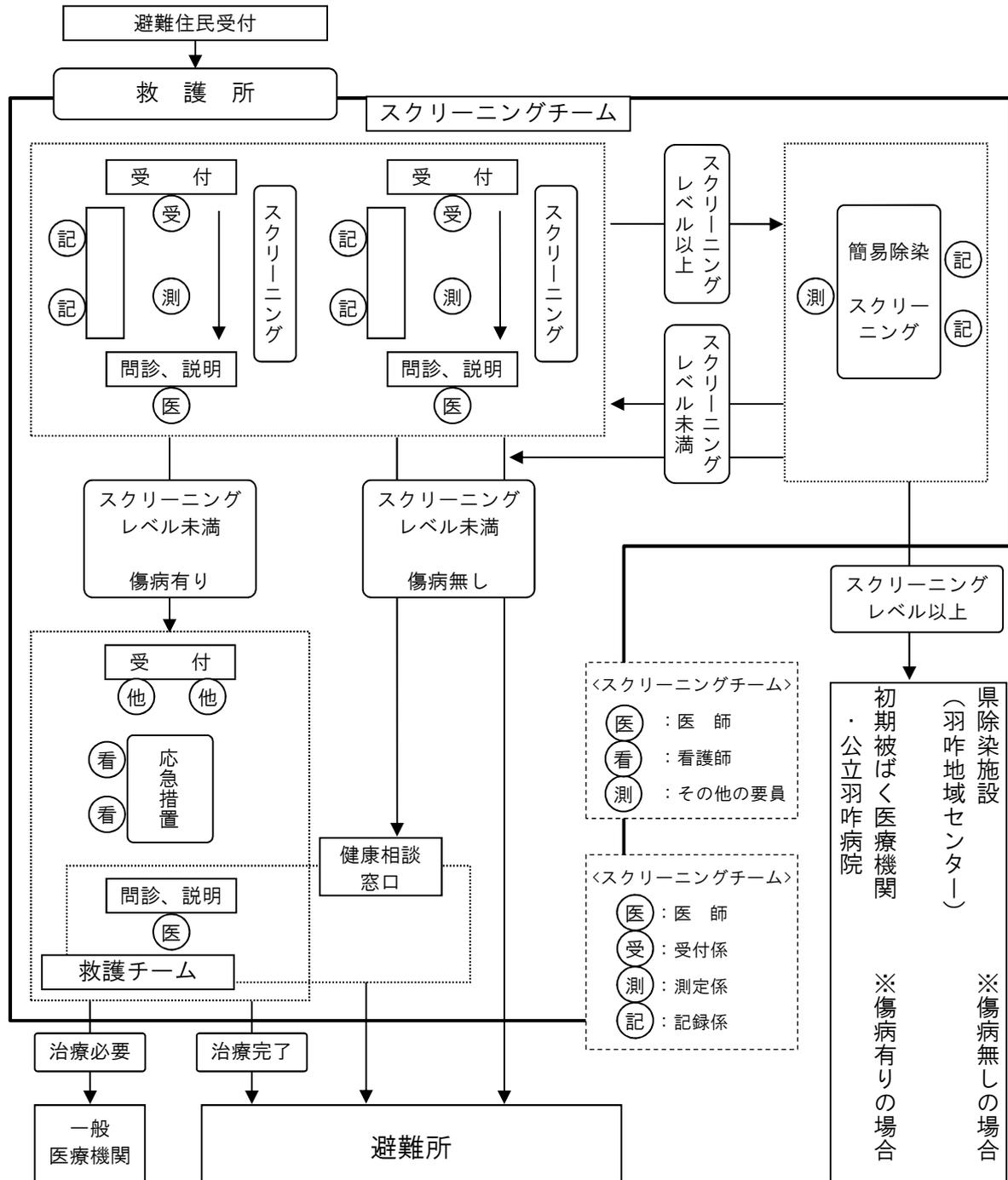
※ (石川・富山) 県警察が主要交差点やのと里山海道各 I C で交通規制を実施するときは、その指示に従うものとする。

※ 基本的な避難ルートを示したものであり、状況に応じた避難ルートの利用を妨げるものではない。

### 5 スクリーニングの実施

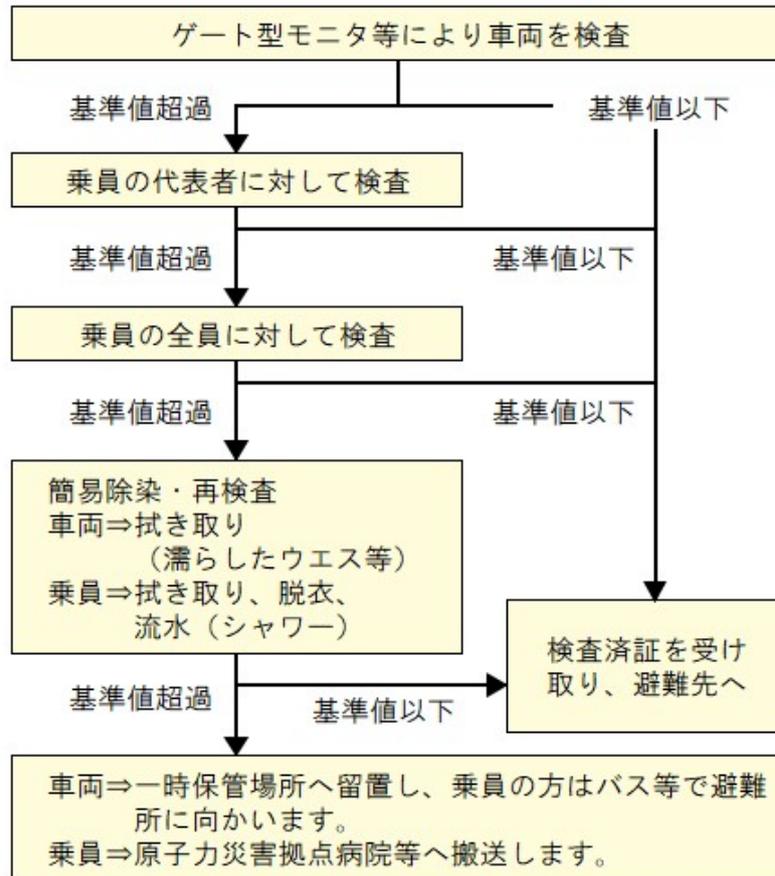
- (1) 市は、国、県が避難住民に対して汚染拡大防止等のため実施するスクリーニングや除染に協力する。
- (2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、市は県と連携して、想定される避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、スクリーニングを行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて、国に対しスクリーニング要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行う。

図 救護所における人員配置（石川県緊急被ばく医療措置実施手順書より）



## 6 避難退域時検査及び簡易除染

避難実施の際は、市が指定する避難先に避難するかしないかに係わらず、避難経路上に設けられた「避難退域時検査場所」で避難退域時検査（車両及び避難者等の放射線測定）を必ず実施し、検査の結果が基準値以下であることを証明する「検査済証」の交付を受ける必要があります。検査の結果が基準値以上となった場合にはその場で簡易除染を行い、再検査を受けます。



### (1) 対象

避難指示を受けた住民およびその携行物品(車両、ラジオ・携帯電話・防寒具などの防災用品)を対象とする。

ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民については対象としない。

### (2) 場所

県が設置するスクリーニング・簡易除染を行う場所の候補地は、下記のとおりとする。

県は、事態の進展状況や避難先・避難ルート、車両の誘導方法や渋滞対策等を勘案し、国や市町、施設管理者等と協議の上、候補地の中から実施場所を決定する。

(3) 実施方法

ア 住民およびその携行物品のスクリーニング検査

住民およびその携行物品のスクリーニング検査は、GM サーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行う。

その結果、国の原子力災害対策指針で定められている 0IL4 の設定値 ( $\beta$  線:40,000cpm) を超える数値が検出された場合は、速やかに簡易除染を行う。

イ 自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民のスクリーニング検査

自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民に対し、まず車両の検査を行い、当該車両に 0IL4 の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。

ウ 車両に汚染が認められた場合の対応

当該車両に汚染が認められた場合、乗員の代表者に対して汚染検査を行い、当該代表者に 0IL4 の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。

エ 住民に汚染が認められた場合の対応

住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ簡易除染を実施する。

オ 通過証の発行

スクリーニングの結果、0IL4 の設定値以下の場合は、住民に対し通過証を発行する。交付された住民は、通過証を常時携帯し、広域避難先において受付の際、提示するものとする。

カ 簡易除染により発生した汚染水等の処理

避難時の簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。

(4) 実施体制

県および原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、スクリーニング・簡易除染場所において住民等の検査および検査結果に応じて簡易検査を実施する。

原子力事業者は、備蓄資機材を活用し、要員をスクリーニング・簡易除染場所へ動員する。

指定公共機関(放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構)は、県もしくは国からの要請に基づき、要員および資機材による支援を行う。

避難退域時検査場所



◆ 避難退域時検査場所

路線名	車両検査場所	住民検査場所
① 国道249号	A 比丘沢ポケットパーク (輪島市穂又町)	A' 大屋小学校 体育館 (輪島市伊勢町)
② 主要地方道 七尾輪島線	B 三井地区運動広場 (輪島市三井町長沢)	B 三井小学校 体育館 (輪島市三井町興徳寺)
③ 一般県道 柏木穴水線 (珠洲道路)	C のと里山空港 駐車場 (輪島市三井町州衛)	C 輪島市空港交流センター (輪島市三井町州衛)
④ 国道249号	D 藤波運動公園 駐車場 (鳳珠郡能登町藤波)	D 藤波運動公園 屋内テニスコート (鳳珠郡能登町藤波)
⑤ 町道東部中央線		
⑥ 国道471号	E 旧押水放牧場 (羽咋郡宝達志水町坪山)	G 県立看護大学 体育館 (かほく市学園台)
⑦ 主要地方道 高松津幡線	F 瑞穂大橋詰 駐車場 (かほく市二ツ屋)	
⑧ 国道159号	G 県立看護大学 駐車場 (かほく市学園台)	
⑨ 主要地方道 金沢田鶴浜線 (のと里山海道)	H 高松サービスエリア (かほく市二ツ屋)	
⑩ 国道160号	I 水見運動公園 駐車場 (富山県水見市大浦新町)	I 水見運動公園 B&G海洋センター (富山県水見市大浦新町)
⑪ 国道470号 (能越自動車道)		

## 7 学校等における対応

- (1) 市は、学校等が避難区域となる場合において、対象となる学校等の施設管理者に対して、避難指示の連絡を行うとともに、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。
- (2) 学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全指針に基づき避難計画（学校安全計画等）を策定する。

## 8 避難住民等への指示事項

市長は、避難を実施するときは、市民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 市長又は区長等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 携行品は必要最小限にとどめること。
- (4) 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (5) 隣人にも避難の指示を確認すること。

## 9 避難所責任者について

市は、避難所に避難所責任者をおく。

### (1) 避難所責任者の業務

ア 避難所責任者は、市災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。なお、避難開始当初は、市は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民の受入業務について、避難所となる施設管理者や避難先市町職員に協力を求める。

イ 避難所責任者は、市民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

ウ 避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。

- ① 避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次市災害対策本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。
- ② 常に市災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。
- ③ 市民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に市民等の不安の除去及び市民等の要求の把握に努める。
- ④ 市災害対策本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。
- ⑤ 避難所及び市民等の衛生の確保に努める。

### (2) 避難所における情報の提供

市長は、避難所において、市民等に次の情報を提供するよう努める。

- ア 災害の状況と今後の予測
- イ 発電所における対策状況
- ウ 国、県、市及び防災関係機関の対策状況
- エ その他必要な事項

## 10 避難所における市民等の留意事項

市民等は、避難所において次の事項に留意する。

- (1) 避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 県が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

## 11 残留者等に対する対応

市災害対策本部は、国及び県の災害対策本部と連携し、自衛隊等の協力を得ながら、避難対象地域に残った者の把握に努め、これらの者を救出するとともに、市内に留まる者に対して避難を行うよう説得に努める。

残留者の確認開始予定時間及び終了予定時間については、避難を実施する際に検討する。

また、残留者の確認方法や動員計画、担当区域と区域の地図、確認要領などについて記載した確認マニュアルをあらかじめ定めるものとする。

### 放射線防護施設の状況

市町	施設名	施設管理者	所在地
志賀町	特別養護老人ホーム はまなす園	社会福祉法人はまなす園	羽咋郡志賀町赤住ハ-4-1
	志賀町総合武道館	志賀町	羽咋郡志賀町への1-1
	旧福浦小学校	志賀町	羽咋郡志賀町福浦港4-4-2
	町立富来病院	志賀町病院事業管理者	羽咋郡志賀町富来地頭町7の 110番地の1
	志賀町地域交流センター	志賀町	羽咋郡志賀町西山台1丁目1
	志賀町文化ホール	志賀町	羽咋郡志賀町高浜町力の1番地1
	志賀町立富来小学校	志賀町	羽咋郡志賀町相神への80番地
	旧下甘田保育園	志賀町	羽咋郡志賀町二所宮への59番地2
	富来防災センター	志賀町	羽咋郡志賀町富来高田2の41 番地
	旧土田小学校	志賀町	羽咋郡志賀町仏木マの4番地
	稗造防災センター	志賀町	羽咋郡志賀町今田2の15番地
西浦防災センター	志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭への122番地1	
七尾市	公立能登総合病院	七尾市病院事業管理者	七尾市藤橋町ア部6番地4
	七尾市豊川公民館	豊川公民館	七尾市中島町豊田町ル13-1
輪島市	鋤地交流センター (旧輪島市立鋤地中学校)	輪島市	輪島市門前町鋤地ソ-13
羽咋市	公立羽咋病院	羽咋市病院事業管理者	羽咋市的場町松崎24
	羽咋市立邑知中学校	羽咋市	羽咋市飯山町ホ57番地
宝達志水町	町民センター 「アステラス」	宝達志水町	羽咋郡宝達志水町門前サ11番地
中能登町	生涯学習センター 「ラピア鹿島」	中能登町	鹿島郡中能登町井田に部50番地
穴水町	公立穴水病院	穴水町病院事業管理者	鳳珠郡穴水町字川島夕8

## 第8章 災害時要配慮者の避難体制

### 1 避難先の確保、周知

#### (1) 在宅の災害時要援護者

- ア 市は、災害時要援護者リスト等により、福祉避難所への避難が必要な市民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。
- イ 避難先市町は、要援護者の避難に備え、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。
- ウ 市は、速やかに避難先市町等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。

#### (2) 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

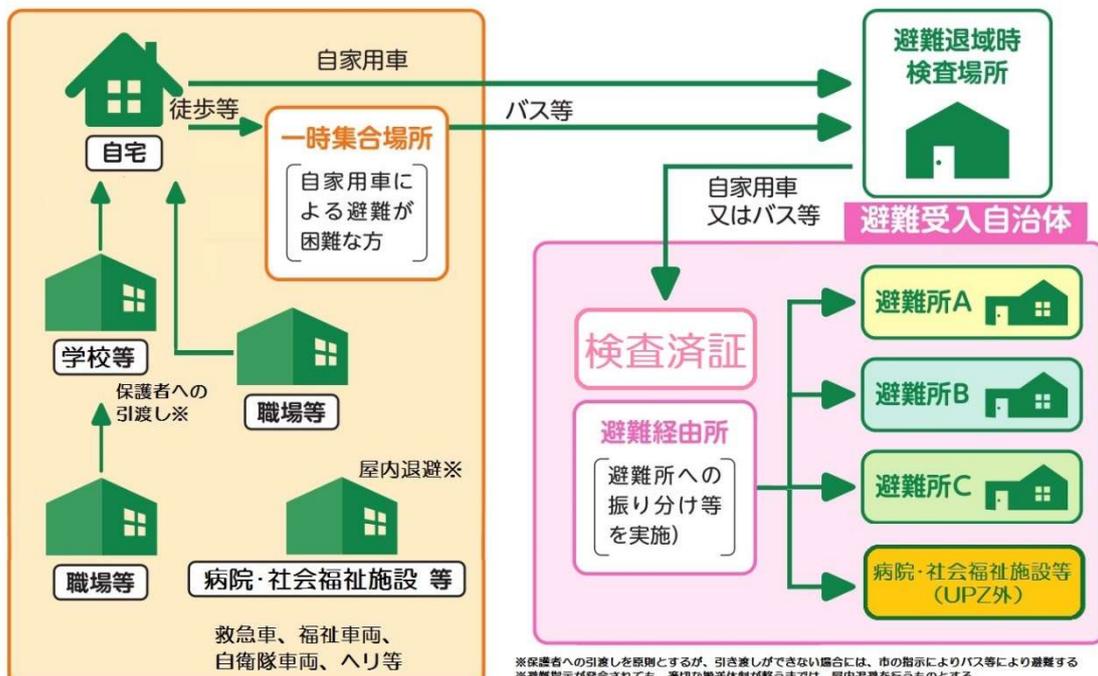
病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設は、施設の形態や入院者・利用者等の状態に配慮した避難計画を予め策定する必要がありますので、県及び市は施設ごとの避難計画の策定の支援を行います。

病院や施設などでは、屋内退避の指示により屋内退避を開始した段階から、入院・入所者の症例・状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を開始します。

避難が指示されたときには、適切な搬送体制が整ってから避難を実施します。

避難先については、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、当該病院・当該施設及び市が受け入れを要請し、避難準備を整えます。

- ア 社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。
- イ 原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、市は県と連携して、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。
- ウ 市は国、県と連携して、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。
- エ 社会福祉施設等については、要介護の方、重篤な状態にある方など搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。



## 2 避難手段について

バス、福祉車両等の避難手段のうち、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかについては、市が国、県とともに、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

## 3 児童・生徒の避難について

学校等は、警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動等を中止し、速やかに児童生徒等の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒等は学校等に留め置くこととする。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒等を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断し、教職員は、在校児童生徒等と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する。

教職員等が、児童生徒等を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行うが、引き渡し場所やルールなどについては柔軟に対応する。

## 4 放射線防護対策施設について

羽咋市内の放射線防護対策施設は、拠点病院である「公立羽咋病院」と「羽咋市立邑知中学校」があるが、「公立羽咋病院」は、院内の重症者や長距離移動等により健康リスクが高まる患者を優先的に避難させることに留意する。

また、「羽咋市立邑知中学校」については、引き渡しができなかった生徒や教職員、長距離移動により健康リスクが高まる要配慮者や逃げ遅れた住民などの避難受入れについても留意する。

- (1) 避難の実施に時間を要し、かつ配慮が必要な方（要配慮者）については、原子力発電所で事故が発生し施設敷地緊急事態となった時点の早期の段階で避難を開始することとする。
- (2) 避難行動により、健康リスクが高まる要配慮者は、無理な避難行動は行わず、放射線防護対策が講じられた施設に屋内退避することとしている。屋内退避した要配慮者については、避難の準備が整った段階で避難することとしている。

### 屋内退避施設等の放射線防護対策工事のイメージ



内閣府ホームページより

## 第9章 避難先市町の受入について

### 1 避難所の開設、運営等

#### (1) 開設、運営等

- ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町が施設管理者と協力して行う。
- イ 避難開始当初は、市は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、十分な人員確保が困難であるため、避難所の運営、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、市と避難先市町の職員が協力して実施する。
- ウ 市は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- エ できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、市職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。
- オ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先市町側で引き続き行う。

#### (2) 避難物資の確保

避難所への食糧や毛布等避難物資については、市は県と連携し、国や関係事業者、避難先市町等に要請し、迅速に確保する。

#### (3) 福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先市町が施設管理者の協力を得て行う。

### 2 避難にかかる費用負担

避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町の負担とならないことを原則とする。



## ◆ 避難先の確保について

- ①事故の状況に応じて臨機応変に対応できるよう事前にできるだけ多くの避難先を確保する。
- ②事故発生時の速やかな対応と、避難後の住民サービスの点を考慮し、あらかじめ避難先の基本的な割り振りを設定し体制整備を図る。
- ③避難先としている市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、県及び関係市町は、他の自治体等（県内のバックアップ市町や富山県等）と避難住民の受け入れの調整を行う。

### ◆ 避難先の基本的な割り振りについて

#### 1. 基本的な考え方

- ①避難先は30km圏外の本県内の避難所（体育館、集会所等）とする。
- ②住民が被ばくしないよう安全な避難を行うため、発電所から遠ざかる方向に避難することを原則とし、避難先を検討する。ただし、道路事情や地形など地域の特性も踏まえ、市町等と調整のうえ設定する。
- ③避難後の住民ケア等のため、避難市町ごとに受入先の市町ができるだけ複数にまたがらないよう努める。
- ④確実な避難や地域コミュニティの維持の観点から、避難元の町会や集落単位で避難先（体育館、集会所等）を割り振る。
- ⑤避難人口に対して、収容能力に余裕を持った割り振りに努める。

#### 2. 市町単位での具体的割り振りの考え方

- ①避難所の開設のしやすさによって施設を3段階に区分する。
  - A 施設・・・避難所として優先的に使用できる施設（体育館、武道館等のアリーナ等）
  - B 施設・・・避難所として使用できる施設（学校の空き教室・会議室、公民館、集会場等）
  - C 施設・・・避難所の開設に条件等がある施設  
（学校の普通教室・特殊教室、室内に移設困難な設備が設置されている部屋等）
- ②避難所開設のしやすさを踏まえ、避難先として割り振るのはA施設及びB施設までとする。
- ③避難市町からの移動距離を勘案して割り振るものとし、原子力発電所から南側の避難については石川中央地域までで割り振るものとする
- ④避難市町からの移動距離が長くなる地域（南加賀地域）についてはバックアップ市町とする。（小松市、加賀市、能美市、川北町が対象）
- ⑤なお、内灘町、野々市市については、A施設及びB施設の収容人員が約1万4千人となっており、単独で1市町を受け入れることが困難なことから、受入市町に割り振らず、バックアップ市町とする。

【バックアップ市町】（受入可能人数 ※1：全施設：約287,800人 うちA,B施設：約186,700人）

市町	内灘町	野々市市	川北町	能美市	小松市	加賀市	計
全施設	約27,100人	約37,600人	約8,300人	約55,100人	約106,800人	約52,900人	約287,800人
うちA,B施設	約13,500人	約14,500人	約4,100人	約54,400人	約60,000人	約40,200人	約186,700人

※1 受入可能人数は、各施設の受入可能人数の計を100人単位とした概数であるため、各市町分の総和は合計の数と一致していない。

## 第 10 章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

### 1 安定ヨウ素剤の予防服用について

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90% 以上を抑制することができる。

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等が発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。また、体制整備に際しては、関連法制度及び技術面等の最新の状況を反映するよう努めるとともに、以下のような点に留意する必要がある。

- (1) 服用の目的や効果とともに副作用や禁忌者等に関する注意点等については事前に周知する。
- (2) 地方公共団体は、原子力災害時の副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入の協力を依頼等するとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送が行うことができる等の医療体制の整備に努める。  
また、平時から訓練等により配布・服用方法の実効性等を検証・評価し、改善に努める必要がある。
- (3) 服用は、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が服用の指示を出し、住民等はその指示に基づき服用する。

### 2 安定ヨウ素剤の備蓄について

地方公共団体は、緊急時に備え、市民及び観光客等の 3 回分の安定ヨウ素剤を購入し、適切な場所に備蓄する。

#### (1) 配布数量の考え方

- ① 生後 1 か月未満 : ゼリー剤 (16.3mg) 1 包
- ② 生後 1 か月以上 3 歳未満 : ゼリー剤 (16.3mg) 2 包又はゼリー剤 (32.5mg) 1 包
- ③ 3 歳以上 13 歳未満 : 丸剤 (50mg) 1 丸
- ④ 13 歳以上 : 丸剤 (50mg) 2 丸

#### (2) 安定ヨウ素剤の更新

安定ヨウ素剤は、吸湿性が高く劣化のおそれがあるため、3 年を目途に更新していく。

※《参考資料 11》 安定ヨウ素剤配備一覧

### 3 事前配布以外の配布方法について

PAZ外においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講じることとなる。

そのため、以下の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- (1) 安定ヨウ素剤の配布・服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布・服用を行う。

なお、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のPAZ内の市民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

### 4 防災業務関係者の安定ヨウ素剤の服用について

避難地域における市民の避難誘導、連絡のために避難地域に一定期間留まらざるをえない防災業務関係者について、これらの業務に携わる際は、安定ヨウ素剤を可能ならば作業に就く前に服用することが望ましい。また、作業が1日以上継続する場合には連続服用も考慮しなければならない。この際には初回の服用は安定ヨウ素剤を2丸、それ以降は毎日1丸とする。

業務が長期間に及び場合には、交代要員の確保など安定要素愛を長期間連用する必要の無い環境を整えることが必要であるが、長期間服用することとなった場合には、甲状腺機能のモニターを行う事が必要であり、また健康に異常が認められるときは、速やかに意志に相談しなければならない。

これらの作業には、妊娠中、授乳中、妊娠可能な女性は除くべきである。これらの業務に携わる可能性のある者は、事前に放射線業務従事者としての教育研修を受けるか、それ相当の防護知識を習得しておくことが望ましい。

### 5 安定ヨウ素剤の配布・服用に関する住民説明・周知の方法、内容

放射性ヨウ素は、呼吸や飲食品を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し、放射線被ばくの影響により数年～数十年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減することができる。

PAZ及びUPZを中心に安定ヨウ素剤服用の可能性がある地域の市民は、平時から安定ヨウ素剤について十分に理解しておく必要がある。また、緊急時に市民が自らの意志で安定ヨウ素剤を服用しない場合の放射性ヨウ素の内部被ばくによる健康上の影響の可能性や、服用後に体調の異変を感じた時の対応等についても理解を得る必要がある。

説明・周知にあたって、安定ヨウ素剤の予防服用は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを提言する効果のみを有し、他の手段も含めた防護措置の一つであることを強調しなければならない。具体的には、その他の防護措置である、避難、屋内退避、飲食品の摂取制限、除染等は放射性ヨウ素以外の放射性核種からの被ばくも提言できる防護措置である点等について、安定ヨウ素剤の効果等とともに説明・周知する必要がある。

○市民への説明・周知には以下の項目が含まれるようにする。

緊急時に安定ヨウ素剤を服用する可能性のある市民への周知内容

- ・ 服用の必要性
- ・ 原発事故による放射性物質の放出
- ・ 放射性ヨウ素の摂取経路
- ・ 放射性ヨウ素によって引き起こされる健康障害（甲状腺機能低下、発がん等）及び確定的影響・確立的影響と線量レベルとの関係
- ・ 安定ヨウ素剤の働きと限界（予防効果）
- ・ 安定ヨウ素剤服用が必要となるケースの説明
- ・ 服用指示の手順とその連絡方法
- ・ 服用不適切者、慎重投与対象者
- ・ 緊急時の安定ヨウ素剤の配布方法
- ・ 服用時期、服用方法、服用量
- ・ 安定ヨウ素剤の副作用
- ・ 過剰服用による影響
- ・ 副作用が起こった場合の対象方法
- ・ 災害時要援護者等への対応
- ・ 甲状腺癌の発生リスク及び安定ヨウ素剤服用に伴う副作用の年齢との関係
- ・ 3歳未満の乳幼児、服用不適切者等への対応
- ・ 自宅以外（学校や職場等）からの避難するときの対応

## 今後の課題

1. 原子力災害対策指針に基づき、国の検討に応じて、本計画を随時見直す事とする。
2. 広域避難に関する下記の事項については、現在、関係者等と協議を行っており、協議の結果に応じて、随時見直す事とする。
  - (1) 富山県への広域避難
  - (2) 避難車両（バス、福祉車両等）の確保
  - (3) 安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布・服用
  - (4) 避難残留者、独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
  - (5) 「避難時間推計シミュレーション」結果にともなう避難経路等の見直し
  - (6) 避難受入れ先市町等での自家用車などの避難車両の駐車場の確保
  - (7) 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
  - (8) 家畜、ペットについての検討
  - (9) 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）
  - (10) 市民や関連スタッフメンタルケアの検討等
  - (11) 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保）
  - (12) 避難先の体制構築（行政機能の移転、避難所運営、物資調達、避難先自治体の求償方法等）

### 3. 避難などに関する情報の取得方法

災害時には正確な情報の入手が必要かつ重要です。平常時から情報入手の手段を確認しておきましょう。

#### (1) 平常時の情報収集

避難に関する事項及び屋内退避に関する情報などについては、羽咋市ホームページに掲載しています。

#### (2) 非常時の情報収集

発災時、避難のために必要な情報については、下記の方法にて取得できます。

- ・ 同報無線（個別受信機も同時放送、同報無線音声確認サービス(TEL23-4891)で確認可）音声により、避難に関する情報などをお知らせします。
- ・ 羽咋市安心・安全メール（※事前登録が必要）同報無線で放送した内容をメールで配信。  
※市内のイベント情報、火災情報など、様々な情報がメールで発信。登録しましょう。
- ・ 菊川市ホームページ
- ・ 原子力防災ポータル（避難に関する情報を随時掲載します。）
- ・ 石川県原子力防災ポータル（環境放射線の状況、避難指示などについて確認できます。）
- ・ テレビのdボタン（データ放送）。避難指示の状況などが確認できます。

#### ※情報収集に関する注意事項

- ・ 慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。
- ・ うわさやデマに惑わされないようにしましょう。
- ・ おとなりさん・ご近所さんと情報の確認をしましょう。
- ・ 電話の使用は極力控えましょう。

**附則**

- 1 この計画は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 この計画は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

作成理由：平成 24 年 9 月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成 24 年 10 月「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」の改定、並びに、平成 25 年 3 月「石川県地域防災計画 原子力防災計画編」の修正、平成 26 年 3 月「羽咋市地域防災計画 原子力災害対策編」の修正に伴い作成

様 式

住 民 登 録 票

1 ページ

第 号

被 災 地 住 民 等 登 録 票

羽咋市

(フリガナ) 氏 名	(未成年の場合は保護者氏名)	性別	男 ・ 女		
			明・大・昭・平	年	月
		生年月日		満	歳
本 籍	県	市	町		
		郡	村		
住 所	〒	県	市	町	
		郡	村		
勤務先	〒	電話番号	(	)	
		電話番号	(	)	

太線内は被災者記入のこと（1ページと2ページを書いて下さい）

様 式

被災者記入欄

(地名番地)				
災害発生時の 所在場所	屋 内 ( 木造 ・ コンクリート ・ 石造 )			屋 外
災害現場からの距離 ( k m ) (                    ) k m				
災害発生後 の行動	発生時刻    時    分 所在地記入	屋外 × 屋内 ○	地点番号	予測線量 当量 mS v
発生時刻				
30分後				
1時間後				
2時間後				
3時間後				
4時間後				
5時間後				
6時間後				
7時間後				
8時間後				
9時間後				
10時間後				
11時間後				
12時間後				
12時間以降				
線量計算者		予測線量当量		mS v

太枠内は被災者記入のこと